

市報

やまぐち

COMMUNICATION PAPER YAMAGUCHI

主な内容

本号は20頁です

- 平成10年第2回山口市議会定例会
- 16地区めぐり⑩「佐山」
- 保険年金特集

●発行/山口市役所 〒753-8650 山口市亀山町2-1 ☎0839-22-4111 ●編集/企画財政部広報広聴課 ●印刷/森重印刷株式会社

市民交通災害共済受付中

毎月15日は、お年寄りの交通安全日  
思いやりみんなですすめる交通安全  
交通事故状況(2月)

- 発生件数 55 (累計 130 / 前年比 +3)
- 死亡者 0 (累計 0 / 前年比 ±0)
- 負傷者 62 (累計 147 / 前年比 +1)



リサイクルプラザが開館1周年

澄みきった青空は「地球にやさしい都市やまぐち」にぴったり。3月8日の『パースデーフェスタ』には約4000人が集い、盛りだくさんのイベントを楽しみました。さき織りや布・毛糸のリサイクル、和服のリフォームのファッションショーはアイデア講座の参加者が自分の作品を着て舞台に登場、花束のプレゼントもありました。この1年、空き缶・空きピンの分別収集で一般家庭からの不燃物は25%の減量。これからもご協力をよろしくお願いします。

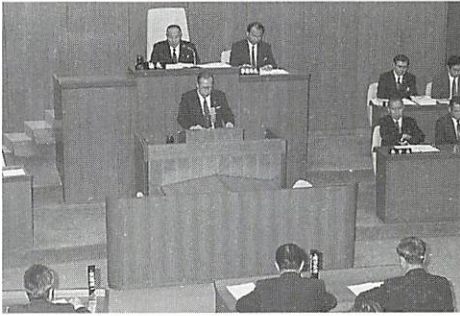
3/15

1998年No.1216

■市報やまぐちは再生紙を使用しています。  
(上段は、平成10年3月1日現在、下段は昨年1月1日との比較)



# 平成10年第2回市議会定例会 新年度予算案など43議案を上程



初日に市政概況報告を行う佐内市長

平成十年第二回山口市議会が、三月二日から二十三日までの日程で始まりました。初日に上程された議案は平成十年度山口市一般会計予算など予算に関する議案が十六件、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例など条例に関する議案が十九件、山口県央部窓口事務協議会の設置に関する協議についてなど事件議決が八件、合わせて四十三件です。議会の初日には佐内市長が最近の市政概況について報告しました。

### 市政概況報告 第三次山口市行政改革大綱について

行政改革大綱及びその推進計画については、去る二月二日、政策会議において決定したところで

大綱については、地方分権の時代を迎え、主体的で獨創性あるまちづくりが求められている今日、市政を取り巻く社会情勢や多様化する行政需要に的確に対応し

た行政サービスを計画的かつ効率的に推進していくために、行政財政にわたる改革の実現を図り、行政運営システムを確率すること

を目標とし、「行政の透明性、公平性の確保」、「行財政運営の効率化」、「活力ある組織づくり、人材育成」の三つの行政運営の指針に基づき、具体的な方策を示しております。

また、推進計画については、大綱の具体的な方策に基づき、推進項目を掲げ、来年度から平成十四年度までの五か年間の実施内容、年次計画等を具体的に示しています。この改革の推進にあたっては、進捗管理を確実に実施し、毎年の実績を踏まえ順次見直しを行うこととし、進捗よく状況についても、市報等により市民の方々に公表するとともに、行政改革推進委員会に報告して、意見を求めることとしています。

今後、第三次山口市行政改革大綱に基づいて、改革の推進に努

めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### やまぐちリフレッシュパークについて

現在整備中の施設のうち体育館については、工事も順調に進んでおり、四月十二日には竣工式及び竣工記念のスポーツイベントを行い、一般の供用を開始する予定にしています。

また、この施設の名称は、市民の方々が健康体力づくりに親しみ、心身ともにリフレッシュしていただけるスポーツ施設となりますように「やまぐちリフレッシュパーク」としました。なお、グラウンド及び駐車場につきましても、引き続き平成十年度末の完成を目指して整備してまいります。

### 山口市高齢者生きがいセンターについて

高齢者生きがいセンターは「活力あふれるすこやかな長寿社会やまぐち」の実現を図るため、市内十六地区各一か所の整備を目的に建設を進めている施設です。

この度、吉敷地区に建設していただきましたセンターが完成し、現在四月一日の供用開始に向け、諸準備を進めているところです。

今後、当センターが、高齢者の生きがいの創造、社会参加、世代交流の促進等地域に根ざした活動の場として大いに活用されることを期待するものでございます。  
**中原中也賞の選考結果について**  
二月二十一日に本市において第三回中原中也賞の選考会を行いました。

全国各地から寄せられた二百二十八点に及ぶ応募作品の中から名古屋市在住の宗敏<sup>そんみん</sup>さんの詩集「ブルックリン」が中也賞に決定しました。贈呈式は、四月十一日に行う予定です。

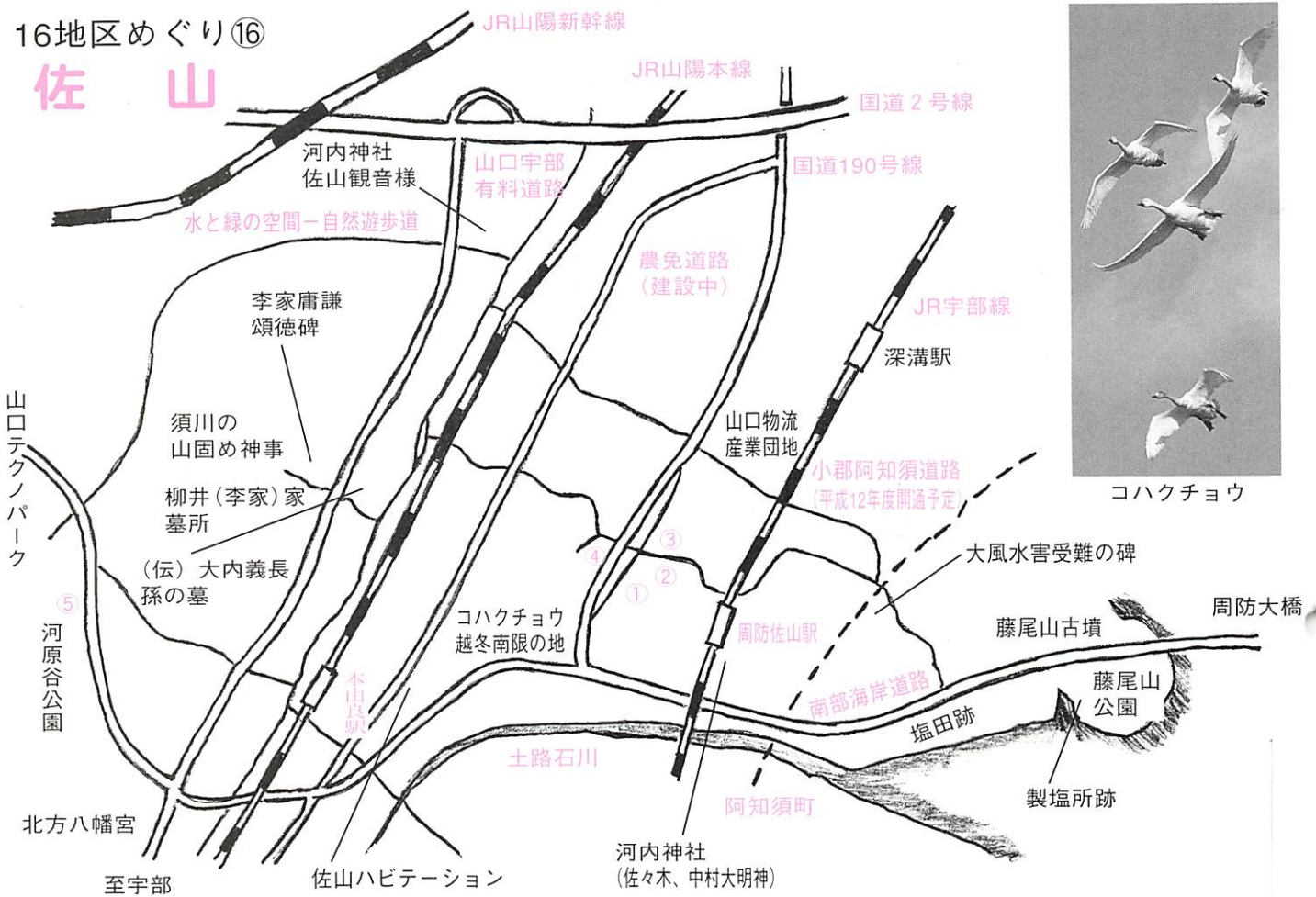
今回も、新鮮な感覚を備えたすばらしい詩集がたくさん寄せられ、大変うれしく思っております。

### 日程

- 三月二日 議案説明
- 三日～八日 休会
- 九日～十一日 一般質問・質疑
- 十二日～十五日 休会
- 十六日・十七日 教育民生委員会・建設委員会
- 十八日・十九日 総務委員会・経済委員会
- 二十日～二十二日 休会
- 二十三日 委員長報告・討論・採決

16地区めぐり⑬

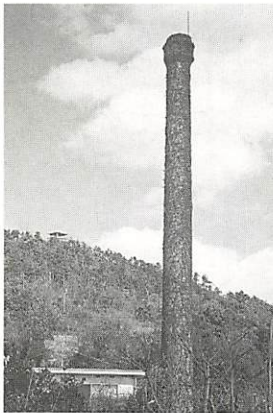
佐山



コハクチョウ

山口市の最西南端に位置し、西側に山、東側に海を有する自然環境に恵まれた地区です。山口テクノパークをはじめ、昨年10月に第1期分譲開始の住宅団地・佐山ハビテーション、5月に全工事完了予定の山口物流産業団地と開発が進んでいます。

人口2643人、812世帯（3月1日現在）



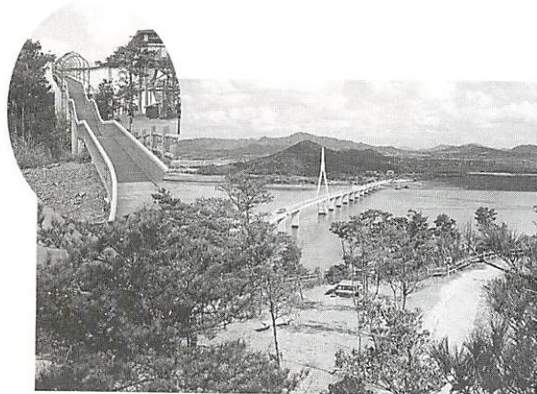
塩田跡製塩場の名残りの煙突



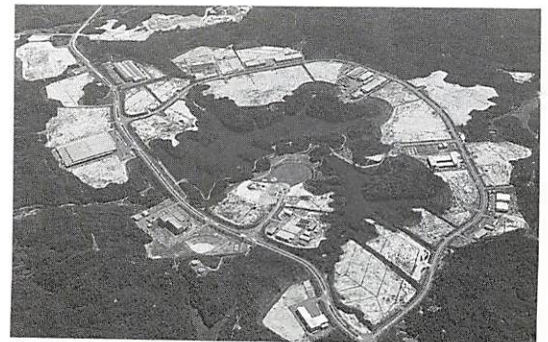
新地開作大風水害受難の碑



- ①佐山出張所・公民館  
(☎89-3001・89-3525)
- ②佐山小学校  
(☎89-3020)
- ③山口中央農協佐山支所  
(☎89-3004)
- ④佐山保育園  
(☎89-3013)
- ⑤河原谷公園管理事務所  
(☎89-6804)



テクノパーク内河原谷公園の大型遊具わんぱく。季節には公園の藤棚、あじさいもきれいです。藤尾山公園は山口湾を一望し、約70mのローラーすべり台が人気です。



山口テクノパーク（平成8年撮影）

これからの行楽におすすめです!!

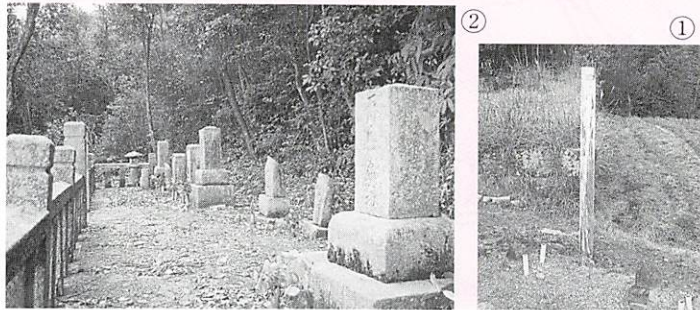
### 佐山地区史の沿革

佐山地区は、古代には嘉川と同じ賀宝（賀保）庄に属していましたが、中世以降、隣接する阿知須町（旧井関村）や宇部市東岐波・西岐波（旧岐波村）とともに「白松賀保庄」から白松庄または白松と呼ばれるようになりまし  
た。この白松庄一帯は、長門国厚東郡を根拠とする厚東氏一族の勢力範囲であったようですが、厚東氏は一三六〇年頃に大内弘世に滅ぼされました。

大内氏滅亡後は毛利氏が防長を領有することになり、藩政時代の佐山は吉敷郡南部の各村とともに小郡宰判に属しました。一六二五年の寛永知行替以降の佐山の大部分は、毛利一門の宍戸氏の給領地でした。山口湾に面する佐山村では、この宍戸氏によって一七五二年に遠波開作（干拓）の築立が開始されましたが、その後資金難などにより毛利本藩直営事業として完成され、一七六六年遠波村が創設されました。江戸末期には、この遠波村を含め、佐山・須川・青江の四小村で形成されてきました。明治に入り、二十二年に井関村と合併、三十二年に分離、昭和十九年に山口市と合併して現在にいたっています。

## 李家庸謙と大内義長

李家庸謙は佐山地区史上の代表的人物で、『山口市史地区篇』に「一七五二年、楊井（柳井）證賢辰実の二男として須川村に生まれる。京都摂津に遊学し医学を学び、須川に帰り開業。一八〇五年に藩医李家宗三から五十石の知行



殿様祭を初めて村民の人心教化、醇風美俗の向上に努めました。

大内義長は、豊後（大分県）の大夫義鎮（宗麟）の弟晴英で、母は大内義隆の姉にあたります。義隆を滅ぼした陶晴賢に迎えられ大内氏を継ぎますが、毛利軍の進攻によって長府の長福寺（現功山寺）で自刃しています。

平成二年に発会した佐山地区史研究会の会誌「佐山」創刊号で会長の上野格さんは同会員の久保田幹夫さんとともに「大内義長の裔五代」を発表されています。須川にある「伝大内三十二代左京大夫義長公の嫡男介丸の子東光丸夫婦の墓」（写真①）と、同じく柳井家墓所（写真②）の「石川氏代々総塚」に刻まれた「大内左京大夫義長之嫡男介丸之子東幸丸夫婦」の伝承と史跡を、庸謙から五代目にあたる李家弘道氏（東京都在住）から送られてきた家系図をもとに解明されたものです。

これによると、義長の嫡男介丸は家人小関半兵衛によって須川村に匿され、帰農しているようです。二代東光丸の時に毛利氏を憚り、大内姓を捨て伊藤氏を称し、四代小左衛門は石川宗故に医学を学び、その医籍を継ぎ姓を石川氏に改めました。五代石川友助に至って男子なく女子に嘉川の医師・柳井證賢を迎えて六代から柳井氏となっています。この證賢の二男が庸謙です。

「庸謙の発起で昭和三十年代まで続いた『殿様祭』の復活も考えています」と佐山地区史研究会の上野格会長。「須川地区では『山固め神事』のほか、子供組による『亥の子』も守り続けています。そういう地区と歴史との結びつきが一番大事ではないかと思っています」。

「研究会は現在会員四百三十三名。佐山地区だけでなく県外からも原稿を寄せてもらっています。研究会発足の契機の一つとなったのは、昭和十七年の遠波開作高潮水害の物故者五十回忌でした。創刊号では特集を組み、多くの方に体験談や思いでの記を寄せていただきました。また、平成七年の戦後五十年には「語り継ぐ戦中・戦後」のサブタイトルで『佐山地区民の戦争記録』特集号も発刊しました。同時に、それぞれの年に全地区民の浄財で『新地開作大風水害受難之碑』、『平和の礎碑』が建立されています。私たちが知っていることだけは二十一世紀へ伝えていきたいという気持ちです」と話されています。



市指定無形民俗文化財・須川の山固め神事 農耕と深くかかわりのある大歳神社の祭事として、須川地区に伝えられ、現在は毎年十二月の第一日曜日に行われます。作物を荒らす猪や兎や虫を山に封じこめる意味があるとされています。

須川子供組「亥の子」 当家の床の間に一斗から一合までのますで祭壇をつくり、菊の花で飾って田の神を迎えます。夜、わらでつくった「ボタ」で地面をつきながら家々をまわってお菓子などの勧進を受けます。現在は、十一月の初の亥の日に近い土曜日の夜に行われています。



（まなぼうやまぐち95で披露）



山口物流産業団地

「高齢化、若者定住は佐山でも大きな課題。住みたくなるまちづくりを進めていきたい」と佐山地区自治会長の岡本正さん。「国道一九〇号線、南部海岸道路、農免道路



道一九〇号線、南部海岸道路、農免道路など主要道路にアク

セスする生活道路の整備や生活排水対策などの生活環境の整備が必要です」。「テクノパーク、佐山ハビテーション、物流産業団地と開発が進んでいます。自然と人の調和のとれた発展が新しい佐山の姿になるでしょう。企業とも雇用を含めて地域とのつながりを深めたい。二十一世紀未来博を地域の発展にどう結びつけていくかも大きな課題です」と話されています。

昨年十月に『山口市青少年健全育成推進大会』が佐山地区で開催されました。「PTA、婦人会、子ども会など青少年を取り巻くあらゆる団体が丸となって大会を成功させました。本当にいい機会



世代を担う青少年の健全育成は、洋の東西を問わず遠い昔

から永遠のテーマです。佐山では地域をあげてこの問題に取り組むため『三世代交流の里づくり』を推進しています。三世代ふれあい標語の入選作を地区内全自治会に設置していますが、これも家族で考えてもらったもの。毎週末の巡回パトロールも関係団体でパト

ロール部会を作り、地区の歌「わがまち佐山」を流しながらの啓発活動です」。「道ばたの教育力」というか、昔は、転んで泣いていたりすると『男の子が声をかけて泣くか』とおじさんが声をかけてくれたものです。子供がポツと胸をふくらませるような言葉をか

けてやる、そんなところから始まるんじゃないでしょうか。昨年『長寿社会における高齢者の社会参加活動の模範』として総務庁表彰を受賞されたのは男性十二人のボランティアグループ『ロバの会』です。会長の重富定

男さんは「老人給食の配食に車が足りないというのがきっかけです。体は小さいけど荷物を背負って役立ってくれるロバで



立ってくれるロバで

す。お年寄りの自動車での送迎を中心に、庭木の剪定や左官などをしていきます。今の四十代の人が高齢になると老人を支える人が非常に少なくなります。若い人にも入ってもらって、車いすの人たちの送迎もしたい」と話しておられます。

佐山地区では高齢者生きがいセンターの建設が計画されています。上野格社会福祉協議会長も「高齢者生きがいセンターの利用度を高めるためにもロバの会の活動は貴重です。今まで地区に福祉施設がありませんでした。センターを足がかりに、老人福祉施設などもできれば、それらを核に次の時代が展開できると思います」と期待されています。



「佐山地区の老人クラブの平均年齢は七十五歳強です。健

康で、迷惑をかけずに、友愛活動にはげむのが老人クラブの基本でしょうか。そして周防佐山駅や遠波子ども広場の清掃など各地域でできるだけ奉仕活動を行っています。

地区史研究会やボランティアグループなどの活動主体もほとんどが老人クラブの人。地域の将来を担うためにも、六十歳代の人にも入ってきてほしいんです」と話

されます。

「元気っ子クラブ」は昨年発足した幼稚園に入る前の子どもを持つお母さんのグループです。「公民館のししカレッジ」グレイドアップだお母さん」で知りあいました。河原谷公園に遠足に行ったり、絵書きコンクールや公民館の講堂で運動会もしました」と西田悦子会長。「毎月第二火曜日に集まります。私も



主人の転勤で佐山に来ました。が、新しく入ってこられた人も多く、子ども

同士の遊ぶ機会も少ないのが現状。子育ての情報交換ができた、前から佐山に住んでいた人との交流もできます。地域にこういうグループがあるのも、その地域の住みやすさにつながると思っています」。



「皆さんの声がききたい」と話されるのは佐々野弘子婦人会会長です。

区内の支部が減りつつあります。「地域の婦人会をみんなで考えるときだと思えます。皆さん大変なのはよくわかります。子育てや学校での役、仕事を持つ女性も多いのですから。昨年会長になって、

市や県の連合婦人会の研修などに参加して、佐山ではどうだろうかと参考になることが多くありました。大事なものは残しながら、新しい風を一つでも二つでも吹きこめれば」と話されています。

「地域の活動としての行事に努めています」と渡辺通章体育協会会長。「駅伝も全自治会訪問のコースにしたり、女性にも走ってもらいます。年齢層を考えて参加できる行事も企画しています。テクノパークの企業にも参加を求めています」と話されています。昨年



佐山では市内で初の試みとして、学校と地域が一緒になつての『佐山地区ふれあい大運動会』が行われました。「競技が多くなり、時間がかかりすぎたなどの反省点があります。子どもは応援の人が

多くはりきっています。運動会のフィナーレは地区の歌『わがまち佐山』の曲に乗ってのフォークダンス。老人クラブの指導を受けた児童と一緒に、踊りを知らない人も見よう見真似で参加しました。ふれあいいっぱいのフィナーレは佐山のまちづくりの一つの出発にもなつたようです。

多くはりきっています。運動会のフィナーレは地区の歌『わがまち佐山』の曲に乗ってのフォークダンス。老人クラブの指導を受けた児童と一緒に、踊りを知らない人も見よう見真似で参加しました。ふれあいいっぱいのフィナーレは佐山のまちづくりの一つの出発にもなつたようです。

第一回『夜の人工の木』豊原清明さん(神戸市)  
第二回『もしくは、リンドバードの畑』長谷部奈美江さん(下関市)

# 第三回中原中也賞『ブルックリン』

## 宋敏鎬さん(名古屋市)



### 選考経過

選考委員代表  
中村稔さん

山口市出身の詩人中原中也の業績をたたえ、優れた現代詩集に贈られる中原中也賞(山口市主催)。第三回中原中也賞は名古屋市の宋敏鎬(そんみんほ)さんの詩集『ブルックリン』に決定しました。選考会は、昭和八年に中也が結婚式を挙げたゆかりの旅館西村屋(湯田温泉)で二月二十一日午後三時から開かれ、応募詩集二百二十八作品から最終候補に残った六作品について審議され、六時に佐内市長が受賞作を発表しました。

賞の贈呈式は、かめ福で四月十一日に行い、正賞として受賞作の英訳本出版目録、副賞百万円が贈られます。

### 受賞のコメント

宋敏鎬さん

『ブルックリン』は、ニューヨークのブルックリンという地区を、その生活のにおいを感じさせるような存在感を持って描き出した作品であり、ここにはわが国の伝統的な叙情性とは無縁な、いわば反叙情的、非叙情的な乾いた姿勢、日本語の表現への批評性、異国に滞在するマイノリティの視点が認められ、こうした点を全員が共通して高く評価した。ただ、同時に、選考会では、日本語としての表現には多くの問題があるのではないかと、また、異国ではない日常の生活の場を対象にした場合、この詩人はどういう詩を書くのだろうかという不安、危惧も表明されたが、結論的には、将来を期待するに足る力量を持つ詩人であると認められたものです。

多くの作品の中から私の詩集が選ばれたことを感謝します。この詩集は一九九五年から一年間ブルックリンの病院で医師として働いた経験がきっかけとなっていました。詩を書き始めたのは大学生の頃で、二十代前半に数年間書き、医師となつて以降はしばらく遠ざかっていました。日本語でない世界で生活していて、日本語に対する愛がよみがえり、詩のいくつかの行が浮かんできました。中原中也の父親は医師であり、中也是家業を継ぐことを望まれていたと思いますが、詩の世界で名を冠しました。そのような中也の名を冠した賞を受けることに不思議な巡り合せを感じます。これからも、別の世界を探索していくつもりですが、大きな励ましをいただき、背中を押してもらったような気持ちです。

### 滑稽

選別と排除に

一人の外科医は吸引の線を拡大してみたところ

瑞々しい伝導路が

滑稽の信心を取り繕っていた

一人きりなんてお手のもの

胃が蠢くような

発声法は化粧で隠して

直腸が座り込む

無作法は

聞きたくもない

髪の色が違う

綴りの間違いも

鎮座させておこう

滑稽の御稽古に

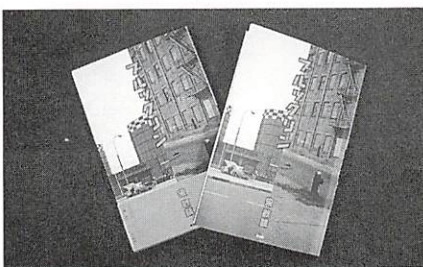
付き合っている暇はないのだから

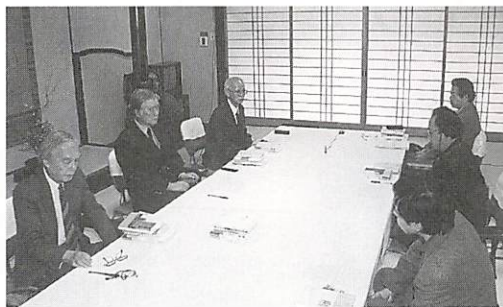
ブルックリンと言えはわかるはず



宋敏鎬さん  
34歳。名古屋市在住の心臓外科医。昨年「ユリイカ」の新鋭詩人に選ばれています。

都合の良いアラビア語やよそよそしい韓国語も口に出すまでには命令となる  
そのケネディ空港の混乱の整序に纏わりついて口の筋肉の問題ではなく明晰の安心  
あるいは  
稚児の問題として荷物を取り上げブルックリンに向かう  
アジア人にあるのは文法だけ





選考委員会 荒川洋治（詩人）、北川透（詩人、梅光女学院大学教授）佐々木幹郎（詩人）、佐藤泰正（梅光女学院大学学長）、中村稔（詩人、弁護士）、吉田熙生（城西国際大学副学長、教授）の六氏の選考委員



受賞作を発表する佐内市長「今年もすばらしい受賞詩集に出会えたことを大変うれしく思います。宋さんが今回の受賞を契機にさらに意欲的な創作活動をされませうことを心から期待申し上げます。今後とも、多くの詩人が、中原中也賞をひとつの目標として励んでいただければ幸いです」。

第三回 中原中也賞贈呈式・記念講演

宋敏鎬さんへ正賞・副賞を贈呈。また、第2回中原中也賞受賞作『もしくは、リンダーバーグの畑』の英訳詩集を作者の長谷部奈美江さんに贈呈します。

記念講演は、俳人金子兜太氏の『詩人はつらい』です。

●四月十一日（土）

贈呈式十六時三十分～十七時

記念講演十七時二十分～十八時二十分

●かめ福（湯田温泉四丁目五

）ロイヤルホール東

・入場無料

入場整理券が必要です。官製

ハガキに氏名、住所、郵便番号、

電話番号、「中原中也賞贈呈式、

記念講演入場希望」と書いて、〒

七五三・〇〇七三 山口市春日町五

番一号山口市教育委員会文化課内

「中原中也賞事務局」へ送ってくだ

さい（☎二〇・四一一）。ハ

ガキ一枚につき五名様までとし、

複数申込みの方は、それぞれのお

名前と代表者の住所を記入してく

ださい。

・応募締切 三月三十一日必着

先着百二十名様に入場券を發

送します。



「歴史と創造展」

二月二十七日にYAB山口朝日放送で第六回大和作太郎翁賞を受賞した山根秀信さんの表彰式が行われました。翌二十八日から三月一日までは同社三階大会議室で『歴史と創造展』も開催され、山口萩焼の開祖大和作太郎から四世代にわたる山口萩焼作家の作品約六十点が展示されました。



福田会長と山根さん（右）

「滑稽」は詩集『ブルックリン』（青土社）から転載しました。受賞詩集『ブルックリン』を各地区公民館、児童図書館、中原中也記念館においてあります。また、市役所市民ホールに三月末まで展示します。



中也アートの制作

表彰式では、山口萩焼作家協会の福田礼輔会長が「百六年の歴史を持つ山口萩焼の開祖大和作太郎の大胆な作風は現代に受け継がれています。作太郎翁賞を萩焼だけでなく、あらゆる分野の新人芸術家に贈り、山口と周辺地域の文化意識の高揚に寄与したい」とあいさつされました。

受賞者の山根秀信さんは下小鯖在住。山口高校卒業後に東京芸術専門学校第一期生として学び、空間造形研究所勤務やフランス渡航を経て平成五年に山口に戻

られました。平成六年から三年連続で県美展の優秀賞・審査員特別賞・大賞を受賞、昨年四月の中原中也生誕九十年祭でも、高田公園横に「中也アート」を出品されました。「萩焼は土をいかしています。素材からくる強さがすごいと思います。自分の作品については、画廊なら実験的なこともできますが、日常の中のもの、見過ごしてしまうようなものを生活の場に置きなおすことによって、そのものを超えたい。美術と生活とのかかわりにこだわっていきたい」と話しておられます。

山口萩焼開祖

第六回大和作太郎翁賞に

山根秀信さん

# いつまでも健やかに 国民健康保険



健康は豊かな人生を送るために  
かけがえのないものです。  
国保では市民のみなさんが  
いつまでも健やかに暮らして  
いただけるよう、さまざま  
な保健事業に取り組  
んでいます。

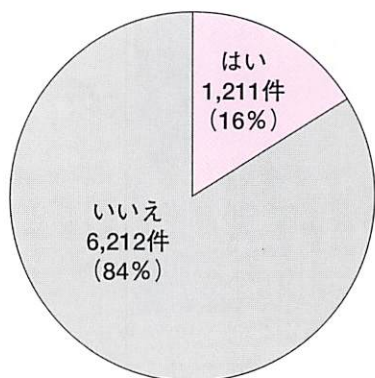
## 保健事業に関するアンケート調査にご協力ありがとうございました。

調査期間…平成9年8月20日～9月19日  
調査対象…国保の全加入（17,526）世帯  
ご回答…7,584件（回収率43%）

みなさんの貴重なご意見、ご要望につきましては、  
これからの保健事業において有効に活用させていただきます。

今回は特にご要望の多かった人間ドックについて  
集計の結果と改善したところをお知らせします。

### ①国保人間ドックを利用したことがありますか？

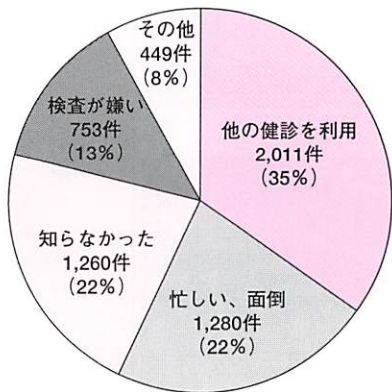


残念ながら利用は16%にとどまっています。

### 国保人間ドック

国保の加入者であれば検査費用の9割が助成され、1割の自己負担（約4,700円）で受けることができます。

### ②どうして利用されないのですか？



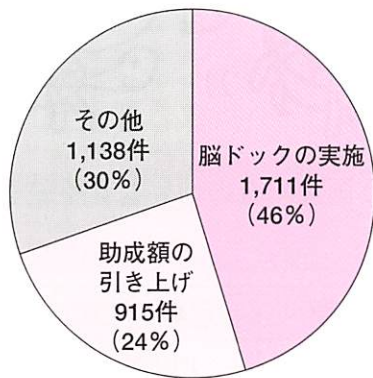
特に働いておられる方の利用が低くなっています。働いていた頃の生活の積み重ねが、のちのち生活習慣病として出てくる場合があります。どうぞ日ごろから健康に対する関心を高めて下さい。

### 節目健診

この4月から来年の3月までに節目の年齢（40歳・45歳・50歳・55歳・60歳）を迎える方に、健康に関する調査票を送付する予定にしています。回答はコンピュータで総合的に分析し、後日、その結果をお知らせします。また、人間ドックを受けられる場合には、無料で受診することができます。



③改善してほしいことがありますか？



改善してほしいことでは「脳ドックの実施」が約半分を占めました。



1年に1度は人間ドックを受けましょう

脳ドック

この4月から国保脳ドックを開始する予定にしています。

(受けられる医療機関)

- 済生会山口総合病院 (☎ 22-2430)
  - 佐々木外科病院 (☎ 23-8811)
  - 山口赤十字病院 (☎ 23-0111)
  - 小郡第一総合病院 (☎ 0839-72-0333)
- (自己負担)  
検査費用 (31,500円) の1割 (3,150円)

※あらかじめ医療機関と日程調整され、保険証をお持ちのうえ、保険年金課または出張所でお申し込みください。

健康保険の任意継続をされている方へ

任意継続の健康保険の資格喪失後、国民健康保険に加入される方は、資格喪失予定日の一か月前から、国保加入の申請を受け付けています。

(申請に必要なもの)

1. 印かん
2. 有効期限の書いてある被保険者証  
または資格喪失証明書

\*退職者医療制度に該当する方は年金証書も必要です。

? 退職者医療制度ってなあに?

退職して被用者年金をもらっている方 (老人保健制度の適用者を除く) の制度です。

A Q 加入できる人はどんな人?

1. 次の条件にすべてあてはまる人です。  
厚生年金や船員保険、各種共済組合から、老齢(退職)年金または通算老齢年金を受けている
2. その年金加入期間が二十年以上または四十歳以降十年以上ある

A Q 加入すると、どこが違うの?

お医者さんで支払う一部負担金の割合がちがいます。(下図参照)

区分	自己負担
年金受給者本人	2割
被扶養者	入院2割、外来3割



・学生用の保険証について

修学のために他の市町村に転出する場合は、申請をすれば学生用の保険証を作ることができます。

(申請に必要なもの)

1. 在学証明書
2. 国民健康保険証
3. 印かん

問い合わせ先

市保険年金課

(☎ 22-4111)



この春卒業して就職されるみなさんへ…就職・退職にともなう国民年金の切り替え手続きは会社ではしてもらえませんので届け出をお忘れなく。

平成10年度  
国民年金保険料が決まりました

	定 額	定額+付加
月 額	13,300円	13,700円
1年前納 H10.4~11.3	155,750円 (3,850円割引)	160,430円 (3,970円割引)
2年前納 H10.4~12.3	311,150円 (16,450円割引)	320,270円 (16,930円割引)

付加とは？…定額の保険料に月額400円を上乗せして納めます。将来、(納めた月数)×200円で計算した金額が、毎年、老齢基礎年金に加算され支給されます。

4月になったら免除申請を！

失業中で収入がない場合など、保険料の納付が困難な理由があるとき、申請して承認を受けると保険料が免除されます。

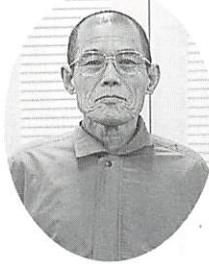
気をつけてね！  
**年金太郎さん**

一度免除申請をしたからといって安心してはいけません。免除は申請を提出した前の月からその年度中しか対象となりませんので、今年度も4月からの免除を希望される方は、**5月末までに**必ず提出しましょう。

口座振替による前納納付を希望の方へ

月別の口座納付から、今年度限りの前納納付への変更をされる方は、**4月15日までに**市保険年金課へ申し出て下さい。(電話でも結構です)なお、翌年度以降も口座振替による前納納付を希望される方は別の手続きが必要です。

国民年金は生活を支える重要な基盤



上野令 山根義正さん

国民年金を昭和三十六年からかけ始め、昭和六十年から給付を受けておりますが、国民年金は、私の老後生活を支える重要な基盤となっており、あらためて公的年金制度の重要性を痛感しております。

ここです。こうした中、私は納税貯蓄組合のお手伝いをさせていただいておるんですが、私自身の税金の完納に、この年金が大いに役立っております。これからも、いかに年金が重要であるかをあらためて受けとめ、今後の生活に生かしていきたいと思っております。



**老人医療とは：**

七十歳以上の方、または一定の障害のある六十五歳から六十九歳までの方が、一定の負担で医療を受けられる制度です。

ただし、国民健康保険や社会保険等に加えている人に限りません。

**老人医療の資格開始は：**

七十歳の誕生日の翌月の初日から始まります。（二日生まれの方はその月の初日からになります。）

**手続きは：**

該当する人は、老人医療受給者証と健康手帳の交付を受ける手続きをして下さい。手続きには健康保険証と印かんが必要です。

**病院に行くときは：**

健康手帳・老人医療受給者証と健康保険証等を持って、受診して下さい。

**病院窓口での一部負担金の支払い**

外来	一日 五〇〇円
入院	（二か月一、〇〇〇円限度） 一日 一、〇〇〇円
（平成十年度からは）	一日一、一〇〇円

外来で薬が出たときは、薬剤一部負担金もかかります。

内服薬（1日分）	外用薬（1調剤分）
1種類 0円	1種類 50円
2～3種類 30円	2種類 100円
4～5種類 60円	3種類以上 150円
6種類以上 100円	頓服薬（1調剤分）
	1種類 10円

**楽しい毎日は**

**健康から**

自分の趣味や生きがいを持ち、生き生きと楽しく暮らすには健康であることが何より大切です。日頃から自分の健康管理に努めましょう。



**福祉医療 Q & A**

**Q 福祉医療制度って何？**

A 福祉医療制度は、保険診療による医療費の自己負担分、入院時食事負担の一部及び薬剤一部負担金を助成する制度です。

**Q どういう人が対象になるの？**

A この制度の対象者と所得制限は、次のとおりです。

**重度心身障害者医療**

**☆対象者**

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級、精神障害者保健福祉手帳1級所持者または障害基礎年金1級の受給者

**☆所得制限**

老齢福祉年金の本人所得制限額を超えない人

**乳幼児医療**

**☆対象者**

3歳未満の乳幼児（歯科診療については、義務教育就学前の児童）

**☆所得制限**

市民税所得割額82,300円（父母の合算額）以下（ただし、出産、病気などにより離職して、当分の間、就労できなくなった場合は、所得制限の特例があります。）

**母子家庭医療**

**☆対象者**

母子家庭の母および児童（18歳の年度末まで）

**☆所得制限**

市民税所得割非課税の世帯

**Q 該当している場合は？**

A 申請に基づいて「福祉医療費受給者証」を交付します。医療機関で受診される際に、健康保険証と受給者証を提示すれば、医療費の自己負担分を支払う必要はありません。（県外での受診等のときは、立替払いが必要です。）該当されていても申請がないと福祉医療費の助成は受けられませんのでご注意下さい。

**Q 申請はどうすればいいの？**

A 市役所保険年金課又は各出張所に次のものを持参して申請して下さい。

**☆健康保険証**

**☆印かん**

☆重度心身障害者は障害の程度を証するもの

☆転入者（平成9年1月1日現在山口市に住民登録のない方）は所得・課税証明書



**\*老人医療・福祉医療受給者の方へおねがい！**

次のようなときは必ず届出をして下さい。

◇医療保険の資格を取得または喪失したとき

（保険証の更新時に記号・番号だけ変わることもあります。この場合も届出が必要です。）

◇交通事故にあったとき

◇住所・氏名が変わったとき

◇転出するとき

◇死亡したとき

◇生活保護の開始・廃止のとき

◆ 資格を喪失したときはその日から山口市の医療受給者証は使用できません。そのときは必ず医療受給者証を返還して下さい。

届出の際には、医療受給者証、健康保険証、印かんを必ずご持参下さい。



お問い合わせ

市保険年金課医療助成担当

（ ☎ 22-4111 ）

# 市職員の給与・定員管理等の状況

地方分権の動きが活発化している中、「地方の時代」にふさわしい効率的な行政を進めるためには、市職員の給与・定員管理について市民のみなさんの理解と協力を得ながら、一層の適正化を図る必要があります。そのため、地方公共団体における職員給与・定員管理等の状況を広報誌等により毎年1回以上公表することになっています。山口市の状況については、次のとおりです。

## ☆定員の状況

### ア 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数	対前年度増減数					
		平成7年	平成8年	平成9年	平成7年	平成8年	平成9年
一 般 行 政 部 門		9	9	9	0	0	0
議 会		196	203	198	+9	+7	△5
総 務		55	56	56	+1	+1	0
税 務		147	146	149	+2	△1	+3
民 生		112	115	119	+4	+3	+4
衛 生		52	54	54	△1	+2	0
農 林 水 産		13	10	10	△1	△3	0
商 工		79	80	85	+5	+1	+5
土 木		663	673	680	+19	+10	+7
政 特 別 部 門 行		195	196	196	+2	+1	0
教 育		858	869	876	+21	+11	+7
普 通 会 計 部 門		61	53	50	△3	△8	△3
水 道		35	35	32	△8	0	△3
交 通		33	36	37	+2	+3	+1
下 水 道		18	14	14	+3	△4	0
其 他		147	138	133	△6	△9	△5
公 営 企 業 等		1,005	1,007	1,009	+15	+2	+2
合 計							

### イ 平成9年の職員数の増減状況

部 門	増員数	減員数	差 引	主 な 増 減 理 由
一 般 行 政 部 門	0	0	0	
議 会	0	5	△5	国勢調査等業務見直しによる減
総 務	0	0	0	
税 務	4	1	3	高齢者・障害者福祉の推進による増等
民 生	4	0	4	母子保健・環境衛生業務による増
衛 生	1	1	0	中山間地域活性化業務による増等
農 林 水 産	0	0	0	
商 工	5	0	5	情報文化都市づくり業務等の増加による増
土 木				
政 特 別 部 門 行	0	0	0	
教 育				
公 営 企 業 等	0	3	△3	組織定員の見直しによる減
水 道	0	3	△3	組織定員の見直しによる減
交 通	1	0	1	公共下水道業務増加による増
下 水 道	0	0	0	
其 他				

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時および非常勤職員を除いています

## ☆人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳(8.3.31)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)	(参考)7年度の7年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
8年度	131,304	39,062,922	454,857	7,713,404	19.7	19.1

(注) 人件費には特別職に支給される給料、報酬等を含みます

## ☆職員給与の状況(普通会計予算)

区 分	職員数A	給 与 費				1人当たり給与(B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
9年度	871	3,417,133	722,086	1,630,270	5,769,489	6,624

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません  
2. 給与費は12月市議会補正後の予算に計上された額です

## ☆職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況(平成10年1月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	328,659円	357,071円	40.0歳

## ☆職員の初任給の状況(平成10年1月1日現在)

区 分	山 口 市		国		
	決定初任給	採用2年経過日給料額	初 任 給	採用2年経過日給料額	
一 般 行 政 職	大学卒	179,800円	201,100円	173,000円	187,000円
	高校卒	145,300円	162,500円	140,700円	150,500円

## ☆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成10年1月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一 般 行 政 職	大学卒	287,600円	344,500円	389,800円
	高校卒	239,300円	296,800円	344,500円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです

## ☆一般行政職の級別職員数の状況(平成10年1月1日現在)

区 分	9級	8級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	課長	課長補佐	係長	主任主事 主任技師	吏員	吏員	吏員以外の職員	
職員数	48人	67人	133人	67人	103人	83人	99人	15人	615人
構成比	7.8%	10.9%	21.6%	10.9%	16.8%	13.5%	16.1%	2.4%	100%
1年前の構成比	6.2%	12.2%	21.1%	13.1%	14.9%	11.9%	16.7%	3.9%	100%

(注) 1. 山口市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です  
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です

## ☆昇給期間短縮の状況

区 分	一 般 行 政 職	
8年度	職 員 数 (A)	612人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	28人
	比 率 (B) / (A)	4.6%

☆職員手当の状況

区分	山 口 市			国		
期末手当 勤勉手当	(9年度支給割合)			(9年度支給割合)		
	期末	勤勉		期末	勤勉	
	6月期	1.6月分	0.6月分	6月期	1.6月分	0.6月分
	12月期	1.9月分	0.6月分	12月期	1.9月分	0.6月分
	3月期	0.55月分	一月分	3月期	0.55月分	一月分
	計	4.05月分	1.2月分	計	4.05月分	1.2月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		
退職手当	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	21.0月分	28.875月分	勤続20年	21.0月分	28.875月分
	勤続25年	33.75月分	44.55月分	勤続25年	33.75月分	44.55月分
	勤続35年	47.5月分	62.7月分	勤続35年	47.5月分	62.7月分
	最高限度額	60.0月分	62.7月分	最高限度額	60.0月分	62.7月分
	その他加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算) 退職時特別昇給 2号給			その他加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算) 退職時特別昇給 1号棒		

特殊勤務手当 (8年度)	区 分		
	職員全体に占める手当支給職員の割合		36.1%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		92,287円
	手当の種類(手当数)		21
代表的な手当の名称		税務事務従事手当 環境衛生業務手当 福祉事務手当	

時間外勤務手当	8年度	支給総額	308,695千円
		職員1人当たり支給年額	337千円
	7年度	支給総額	257,229千円
		職員1人当たり支給年額	284千円

(平成10年1月1日現在)

区分	山 口 市	国
扶養手当	配偶者………16,000円 配偶者以外扶養親族のうち2人まで5,500円、配偶者がいない場合扶養親族のうち1人11,000円、扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子等6,500円 その他の扶養親族………2,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子…月額4,000円を加算	同 左
住居手当	借家………3,000円~27,000円 持家………3,000円 (新築5年間4,500円) その他………3,000円	借家(家賃が12,000円以上の者) ……最高27,000円まで 持家………1,000円 (新築5年間2,500円)
通勤手当	交通機関支給限度 ……月65,000円 交通用具………片道36km以上までの16区分を月額1,000円から26,500円まで	交通機関支給限度 ……月50,000円 交通用具…片道2kmから40km以上まで9区分を、2,000円から20,900円まで

☆特別職の報酬状況

(平成10年1月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等	
	市 長	助 役
助 長	入 役	785,000円
助 長	入 役	685,000円
報 酬	議 長	540,000円
	副 議 長	465,000円
	議 員	435,000円

区 分	給 料 月 額 等			
	期 末 ・ 勤 勉 手 当	(9年度支給割合)		
市 長		期末	勤勉	
助 役		6月期	1.6月分	0.6月分
収入役		12月期	1.9月分	0.6月分
		3月期	0.55月分	一月分
	計	4.05月分	1.2月分	
期 末 手 当	(9年度支給割合)			
	議 長	6月期	1.6月分	
	副 議 長	12月期	1.9月分	
	議 員	3月期	0.55月分	
		計	4.05月分	

# 井 戸 水 の

## 水質検査について

安心して井戸水を飲むために、なるべく年1回は水質検査を受けましょう。

- ★実施機関 山口健康福祉センター環境保全課(吉敷3325-1)
- ★検査受付日 毎月第3火曜日(休日の場合は翌日)
- ★受付時間 午前9時~11時
- ★手数料 一般検査5,500円(細菌検査を含む12項目)
- ★検査方法 受付当日、専用容器に採水し、同センターへ持参。なお、専用容器は貸し出しますので、受付の前日までにセンターへお越しください。
- ★検査結果 約10日間で郵送によりお知らせ
- ★問い合わせ 山口健康福祉センター(☎34-2525)へ

\*下記の機関でも月曜日~金曜日(金曜日は午前中のみ)に、同様の検査を行っています。

- ・(財)山口県予防保健協会(吉敷3243/☎33-0018)
- ・(有)アド水質分析センター(吉敷3507/☎32-7480)



やまぐち  
リフレッシュパーク  
総合体育館  
竣工記念



松永里絵子



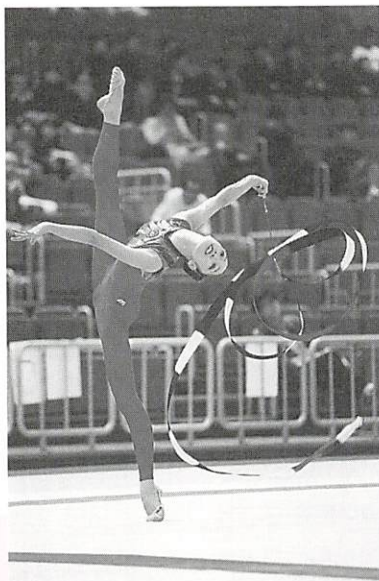
岩元美華子



村田由香里



山崎ひとみ



新体操エキシビション  
日本代表選手の限らない美を追究した華麗な演技

平成8年度から大内長野に建設を進めていました「やまぐちリフレッシュパーク」の総合体育館が竣工の運びとなり、それを記念して日本の新体操界を代表するナショナルチームの選手による「新体操エキシビション」を開催します。彼女たちによる華麗な美の躍動を心ゆくまでご堪能ください。

とき 平成10年4月12日(日)  
13:30~15:30(開場13:00)  
ところ やまぐちリフレッシュパーク  
総合体育館メインアリーナ  
(大内長野 旧市民運動広場)

出場選手

松永里絵子(東京女子体育大学)、岩元美華子(東京女子体育大学)、村田由香里(宝塚サニー新体操クラブ)、山崎ひとみ(町田RSG)

東京女子体育大学ナショナルチーム、宇部女子高等学校新体操部

入場券

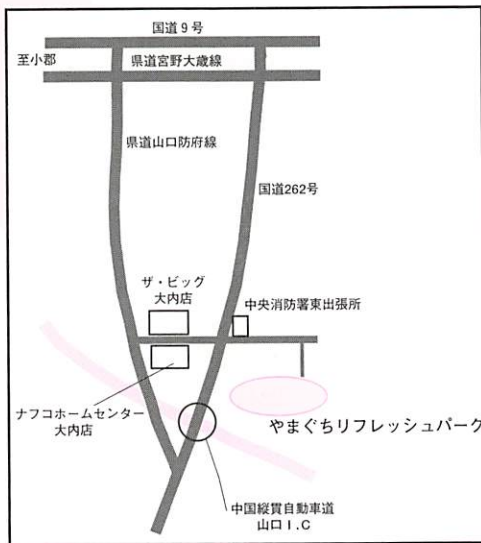
大人 500円  
小人(高校生まで) 200円(全席自由)

入場券取扱所

市教育委員会体育課、市内各公民館、市公営施設管理公社、山口市スポーツの森、サンフレッシュ山口、山口南総合センター、杉本スポーツ、マルヤスポーツ、グリーンスポーツ、清水スポーツ

問い合わせ

市教育委員会体育課 (☎22-4111)



(財) 山口市文化振興財団では  
皆さんの市民文化活動を



支援 します

財団法人山口市文化振興財団(理事長 佐内正治市長)では、市民の皆さんが自ら行う創造的な文化活動を平成10年度も次の要領で助成・支援します。創造性に富んだたくさんの事業の応募をお待ちしています。

助成対象者および事業

次の要件を満たしているものを対象とします。

- ・山口市内を活動拠点とする民間団体および、個人が行う自主的かつ創造的な芸術文化活動で、山口市の芸術文化の振興に寄与すると思われるもの。
- ・平成10年四月一日から平成十一年三月三十一日までに実施されるもの

\* ただし次に掲げる事業は対象となりません

- ・営利を目的とすると認められる事業
- ・宗教的、政治的宣伝意図をもつと認められる事業
- ・教室などが行う稽古、発表会に類する事業
- ・山口市から補助金が交付される事業

募集日程

・ 申請書受付期間 三月十五日  
三月三十一日(当日消印有効)

\* 郵送でも構いませんが、できる限り持参してください

・ 結果発表 四月中旬(予定)

# 第47回山口県消防大会・消防フェスタ'98

自治体消防制度50周年を記念し、第47回山口県消防大会・消防フェスタが4月11日(土) 維新百年記念公園を主会場に開催されます。みなさまのご来場を、心からお待ちしています。

## ■消防フェスタ'98

- 10:10~15:00  
 ☆アリーナ前庭  
 県内各地の特産品販売  
 ☆レクチャールーム  
 防災用品展示、免許証型ブリクラ、FUA FUAコアラなど  
 ☆第2球技場  
 \*催しものゾーン/もちまき(560キロ)など  
 \*体験ゾーン/はしご車6台・体験乗車、地震体験車など  
 \*即売ゾーン/模擬店(焼き鳥・野菜・綿菓子など)、バザー、不用品販売ほか  
 \*特殊車両展示ゾーン  
 \*ミニ四駆大会  
 参加者は当日会場で受け付けます。(1回目10時~/2回目13時~)

## 行事の概要

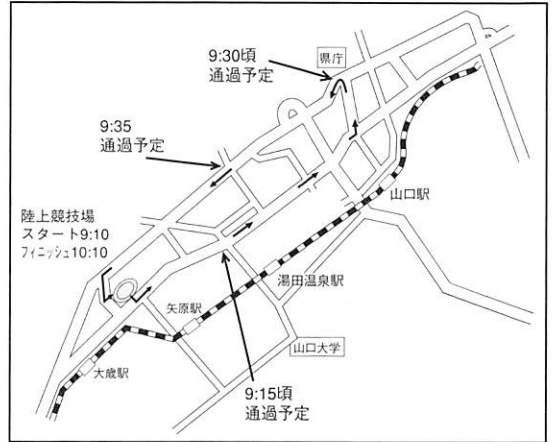
観閲行進	8:30~ 9:20
市中パレード	9:10~10:10
殉職者慰霊祭	9:30~10:00
消防大会	10:10~11:20
記念講演	11:30~12:30
消防フェスタ'98	10:10~15:00

## ■記念講演

- 11:30~12:30/スポーツ文化センター・アリーナ  
 \*演題  
 「阪神・淡路大震災から得た教訓」  
 \*講師  
 上川庄二郎氏(元神戸市消防局長)

## ■市中パレード

総勢**100台**の消防車両が、市内約10kmをパレードします。(右図のとおり)  
 9:10 維新公園陸上競技場スタート/  
 10:10 フィニッシュ  
 ※通過予定時刻には大変ご迷惑をおかけしますが、みなさまのご協力をお願いいたします。



◆**問い合わせ** 市役所総務課消防担当  
 (☎ 32-2600)

\* 採否の結果は、申請者あて文書で通知します  
**申請手続き**  
 募集案内に綴じ込みの様式を利用して申し込んでください。必要な書類は次の通りです。(各二部へ一部はコピー可)を提出してください)  
 なお、申請書類は原則として返却しません。

- ・ 支援事業助成申請書
- ・ 事業収支予算書
- ・ 団体または個人概要書
- ・ その他事業の概要が分かる参考資料

**選考方法**  
 提出された書類に基づき、当財団の審査委員会で厳正に審査し、採否と助成金の額を決定します。  
**助成金額**

当財団の予算の範囲内で、助成対象経費(入場料などの収入がある場合は、必要経費からその収入を控除した額)の1/2以内の額を、事業の内容、収支

予算などを検討し決定します。助成金額の上限は、原則として一事業につき五十万円とします。  
**募集案内配置先**

- 県文化振興財団、市教育委員会(文化課、生涯学習課)、各公民館、山口南総合センター、C.S赤れんが、中原中也記念館、市文化振興財団事務局

〒753-0074  
 山口市中央二丁目5-1  
 (財)山口市文化振興財団  
 事務局(山口市民会館内)

(☎ 33-0505  
 ファクス 33-0504)

**平成9年度実績**  
 創造性、継続性、広がりなどの視点から、演劇、舞踊、音楽、映画など様々な分野の応募の中から次のような事業が採択・支援を受けています。  
 「現代舞踊合同展」、「オラトリオ『天地創造』演奏会」、「リバーフロントコンサート」、「山口文学セミナー」、「トリオリサイタル」など

# 農地転用許可事務が

## 迅速化 されます



平成9年11月18日の経済対策閣僚会議において「21世紀を切り開く緊急経済対策」が決定され、その中で、農地転用の円滑化を図るため、手続きが迅速化されます。

これにより、申請から許可までの標準的処理期間が「8週間以内」から「6週間以内」に短縮されますので、農地転用に伴って必要となる都市計画法に基づく開発許可の手続きなども早く進めることができます。

なお、農業委員会における農地転用申請書の提出期限は4月から毎月25日に変更いたします。

農地を住宅、山林など農地以外の用地に転用する場合は許可が必要ですが、なぜ農地転用に許可が必要なのでしょう。

農地がいったん転用されると、再度農地として利用することは非常に困難となりますので、転用に当たっては、食料供給の基盤である優良な農地を確保するという要請と農業以外の土地利用という要請との調和を図り、計画的な土地利用を図る必要があります。

農地転用許可制度は、このような観点から農地を立地条件な

により区分し、開発需要を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するとともに、具体的な利用計画を伴わない資産保有目的または投機目的での農地取得を防止することを目的としています。

### 農地転用の許可基準とは？

農地転用の許可は次のような許可基準により審査されます。

- 1 用地選定が適切であること（ほ場整備が実施された農地など優良な農地は、原則として許可されません）

2 目的実現の確実性があること

（他法令による許認可の見込みや必要な資金の調達の見込みがあること）

3 目的実現のため最小限度の面積であること

4 農業生産条件に及ぼす影響が少ない農地であること

5 排水による影響が少なく、関係者の反対がないこと

6 近隣農地の日照、通風、耕作などに著しい影響を及ぼさないよう必要な措置がとられていること

7 一時転用の場合、終了後に原状回復の措置が適切に行われるものであること

8 転用に伴い、道路、水路などを廃止する場合、代替施設を設置するなど農業生産条件に著しく影響を及ぼさない措置がされていること

9 土地改良事業の受益地区内では土地改良事業に影響が少ないうち措置がされていること

### 許可を受けずに転用した場合？

許可を受けずに転用した場合

には、工事の中止や原状回復などを命じることができ、ほか、「3年以下の懲役または百万円以下の罰金」という罰則も定められています。

### 農地転用の手続きは？

農地を転用する場合には、農業振興地域の農用地から除外する手続きが必要な場合など、他の法律による制限がある場合もあります。

申請書には次のような書類を添付する必要があります。

- ・ 申請地の登記簿謄本
- ・ 申請地の地番を表示する図面
- ・ 土地の位置、付近の状況を表示する図面
- ・ 建物などを建設する場合は、建物、施設の面積、位置及び施設間の距離を表示する図面
- ・ 近隣農地への被害防除計画書
- ・ 法人の場合は、定款または寄付行為及び法人登記簿謄本

その他、事業目的などにより必要となる書類もありますので、詳しくは、農業委員会事務局（☎22-4111）にお問い合わせください。



# 臨時福祉特別給付金が支給されます

平成十年分所得税等特別減税に関連し、臨時福祉特別給付金が支給されます。

支給対象と思われる方には、申請書を送付しています。申請書が届かない方で該当すると思われる方は、臨時福祉特別給付金事務室にお問い合わせください。

なお、申請期限は三月二十五日までとなっております。

## ◎福祉給付金

(一人につき一万円)

平成十年二月一日(基準日)において、本年二月分の次のいずれかの年金または手当を受給できる方が対象となります。

### ①老齢福祉年金

②障害基礎年金のうち

ア、年金証書の年金コード先頭三桁が「635」または「265」

イ、年金証書の年金コード先頭三桁が「535」または「062」

③遺族基礎年金等のうち

ア、年金証書の年金コード先頭三桁が「275」または「285」

イ、年金証書の年金コード先頭三桁が「645」または「072」、「082」または「102」

ただし②のイおよび③のイについては、平成九年度分の個人の

市町村民税が非課税の方(本人がほかの方の平成九年度分の市町村民税の控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、その方

の当該市町村民税が非課税の場合に限り(ます)。

④児童扶養手当

⑤特別児童扶養手当(給付金は障害者本人が対象)

⑥特別障害者手当

⑦障害児福祉手当

⑧福祉手当(経過措置分)

⑨原爆被爆者諸手当

## ◎介護福祉金

(一人につき三万円)

基準日において平成九年度分市町村民税所得割が課されていない方(本人がほかの方の平成九年度分の市町村民税の控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、その方

合は、その方の当該市町村民税所得割が課されていない場合に限り(ます)で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

①基準日において、六か月以上継続して寝たきりまたは痴呆の状態にあるため、常時介護を必要としている在宅の六十五歳以上の方

②本年二月分の特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)を受給できる方

## ◎特別給付金

(一人につき一万円)

基準日において六十五歳以上の方で、平成九年度分の個人の市町村民税が非課税の方(本人がほかの方の平成九年度分の市町村民税の控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、その方の当該市町村民税が非課税の場合に限り(ます)。

### ◆留意事項

①福祉給付金と特別給付金の併給はできません

②福祉給付金と特別給付金は、基準日において生活保護を受けている方や社会福祉施設に入所されている方には、それぞれの制度から別途同様の措置がとられますので、支給されません。

③介護福祉金は、病院や老人保健施設などに三か月以上入所されている方や社会福祉施設に入所されている方には支給されません。

◆問い合わせ・申請書の請求および提出先

・臨時福祉特別給付金事務室

(市役所第一会議室)

・電話番号 (28) 2794

※電話は三月二十五日までです。

## 募集コーナー

### 唐津・古伊万里焼の里と温泉ツアー

- 日時 4月15日(水)～16日(木)
- 行程 山口市市民会館小ホール前(午前7時出発)～中国・九州自動車道～唐津焼工房～唐津焼展示場～嬉野温泉(泊)～秘窯の里(大川内山)自由散策～武雄志田焼資料館～山口市市民会館(午後6時30分帰着予定)
- 最少催行人員 30人
- 参加料 大人23,800円、子ども・身障者23,000円(宿泊・昼食代含む)
- 申し込み 山口市交通局(第二種旅行業知事登録第2-44号 ☎22-2555)へ

### 「やまぐち文芸部連絡会」(仮称) 会員サークル募集

「やまぐち文芸部連絡会」では、個別に活動している文芸サークルが定期的に集い、合同読書会の開催や合同文芸誌の発行などを予定しています。

会では、活動に参加するサークルを募集しています。なお、第1回目の会合は、4月5日(日)の予定です。

- 申し込み はがきまたは電話で、サークル名・代表者の住所・氏名・電話番号を下記のところへ ☎753-0051 山口市旭通り一丁目4-13/松永方「やまぐち文芸部連絡会」準備会(☎23-2844)

### 経理事務・パソコン技術講習会(山口会場)

- 日時 5月12日～7月31日までの毎週火・木・金曜日、午前9時30分～午後3時30分
- 場所 サンフレッシュ山口(湯田温泉五丁目5-22)
- 内容 3級程度のパソコンの操作・日本商工会議所簿記検定
- 対象 就業しようとする女性
- 募集人員 20人
- 受講料 無料(教材費・検定料は自己負担)
- 申し込み 市商工観光課備え付けの申込書で、4月6日までに下記のところへ ☎753-8650 山口市役所商工観光課(☎22-4111) ☎745-0000 徳山市下馬屋163-1/山口県東部女性就業センター(☎0834-28-6102)

### 「山口市老人憩いの家 潮寿荘」へバス乗り入れ

山口市営バスでは、秋穂線の一部を、現在「潮寿荘入口（停）」まで運行していますが、このたび路線延長し、潮寿荘まで乗り入れることになりました。

運行時刻・運行日は次のとおりです。どうぞご利用ください。

○開始日 4月1日（水）から

○運行時刻

◆小郡駅 9：25発～潮寿荘着 9：54～秋穂行き

◆秋穂 15：15発～潮寿荘着 15：27～小郡駅行き

○運行日 潮寿荘の休館日の月曜日と年末・年始（12月28日～1月3日）を除く毎日

※潮寿荘の休館日には、現在の「潮寿荘入口」までの運行となります。

○問い合わせ 山口市交通局（☎22-2555）へ

### ふれあい広場「日曜朝市」

○日時 3月22日（日）午前6時30分から2時間程度（小雨決行）

○場所 パークロード・県立美術館前（歩道内）

○内容 新鮮な野菜や果物、海産物などが出品される予定

○問い合わせ 市生活環境課（☎22-4111）へ

※最寄りの駐車場をご利用のうえ、朝市会場へお越しください。

### 講演「総論・山口の文学」

「やまぐち文学散歩の会」の発会を記念し、講演会を開催します。

○日時 4月5日（日）午後2時30分～3時30分

○場所 山口商工会議所5階コミュニティホール（中市町1-10）

○講師 和田健氏

○申し込み

電話で、3月27日までに住所・氏名・電話番号を山口市交通局内「やまぐち文学散歩の会」係（☎22-2555）へ

## 募集コーナー

### 山口市サッカーリーグ

市サッカー協会では、市民を対象としたサッカーリーグ大会を、平成10年度も予定しています。登録を希望されるチームは、ご連絡ください。

○申込締切 3月末日

○申し込み はがきに代表者氏名・住所・電話番号・チーム名を記入し、山口市サッカー協会事務局・宮本幸三さん（東山一丁目4-13 ☎24-2991）へ



### 大内塗教室（初心者）

○期間 4月18日～来年3月6日までの第1・3土曜日（原則）

○時間

・昼の部：午後1時30分～3時30分  
・夜の部：午後7時～9時

○場所 山口ふるさと伝承総合センター（下堅小路12）

○内容 大内人形（直径約9cm一対・台付き）の製作

○指導者 富田潤二先生

○募集人員 各15人（申込順）

○受講料 無料（教材費20,000円は自己負担）

○申し込み 3月19日から山口ふるさと伝承総合センター（28-3333）へ

※うるしに関して不安をおもちの方は、指導者にご相談ください。

### ワープロ・パソコン講習

○日時 4月13日～5月8日、午前10時～午後3時（土・日・祝日を除く）

○場所 山口障害者職業センター

○対象 就職を目指す障害者の方（初心者）

○募集人員 若干名

○受講料 無料

○申し込み 電話またはファクスで、山口障害者職業センター（〒747-0803/防府市岡村町3-1 ☎0835-21-0520・ファクス0835-21-0569）へ

※土・日・祝日は休みです。

## 分別収集

（4月分）

1日	殿石田 大白湯	野内川
8日	宮大平	保舘敷 仁小吉 大
15日	陶 鏗銭司 名田島	嘉川山
22日	秋穂二島 嘉川山	

※当日の朝6時30分から8時30分までの間に、各町内のコンテナ（回収箱）へご持参ください。

この保険はため池で人身・物損事故が起き、管理者が賠償請求を受けた場合に、賠償損害額を保険金として支払う制度です。

現在加入されている「ため池賠償責任保険」の契約期間が6月1日で満了となります。平成10年度も継続して加入され、また、未加入のため池についても新規加入されますよう、おすすめます。

保険の加入については個々の加入ができませんので、市が取りよめの窓口となります。

◆対象となる事故例  
ため池周囲の安全柵が不完全なため発生した人身事故など（故意・天災等による損害は除く）

◆対象となる損害  
①慰謝料・治療費・修理費  
②事故発生後の応急手当・安全対策・護送など

	対人賠償	対物賠償
1災害当たりの支払限度額	1億円	1千万円
1人当たりの支払限度額	3千万円	—
自己負担金	1万円	1万円

③訴訟・仲裁・和解・調停費用  
◆補償額 左表のとおり  
◆保険期間 平成10年6月1日～11年6月1日  
◆保険料  
ため池面積10平方メートルにつき1円60銭

◆申込期間 4月1日～24日  
◆申し込み・問い合わせ 市耕地課（☎22・4111）または各出張所へ

## ため池の賠償責任保険に加入を

## 催し物とお知らせ

### 春休みだ!

#### ニューメディア科学館

- 期間 3月21日～4月7日(月曜は休館日)
- 時間 午前9時30分～午後5時
- 場所 ニューメディアプラザ山口(熊野町1-10)
- 内容
  - ・3月21日～31日 「デジカメでシールをつくろう!」(毎日先着40人まで)
  - ・4月1日～7日 「オリジナル身分証明証をつくろう!」
- 入場料 無料
- 問い合わせ (財)山口県ニューメディア推進財団(☎21-1125)へ

#### ～山口市住宅マスタープラン推進シンポジウム～

### 「こだわりたいネ… 住まいそして街」

- 日時 3月24日(火)午後1時30分から
- 場所 ニューメディアプラザ山口(熊野町1-10)
- 内容 講演・渡辺篤史さん(俳優)／シンポジウム
- 定員 200人(入場料は無料)
- 問い合わせ 山口県建築士会(☎22-5114)へ

## 引っ越しをされるみなさんへ

### ◆引っ越しごみの取り扱い

- 収集日 毎週水曜日、午後1時～3時
- 処理手数料 右表(消費税込み)
- 注意
  - \*可燃物・不燃物は別々に収集しますので、きちんと区別してしっかり梱包してください。なお可燃ごみは、市の指定ごみ袋を使用してください。
  - \*「引っ越しごみ」と表示して、車両の進入できる屋外まで出してください。
- ※詳しくは、市清掃事務所(☎27-1770)へお問い合わせください
- 申し込み 市役所市民課(☎22-4111)へ

### ◆住民票の写しなどの発行

- 4月は転勤などにより住民異動届が多くなります。そのため、3月30日～4月13日の間に転入・転居された方の住民票の写しの発行・印鑑登録・印鑑登録証明書の発行・外国人登録済証明書の発行は、届出をされた日の翌日以降になります。また、出張所で届出をされた方は、届出をされた日の翌々日以降の発行になります。
- 大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力お願いします。
- 問い合わせ 市役所市民課(☎22-4111)

### ★処理手数料 (消費税込み)

積 載 重 量	可燃物	不燃物
0.3 t 車 (ミカン箱40個分の量まで)	1,570円	940円
0.7 t 車 (ミカン箱60個分の量まで)	3,670円	2,200円
1.0 t 車 (ミカン箱100個分の量まで)	5,250円	3,150円
2.0 t 車 (ミカン箱150個分の量まで)	10,500円	6,300円

### ◆市民公益サービスコーナーの開設

- 市役所市民ホールに、年度末・年度始めの転出・転入時のさまざまな手続きをまとめて済ませることができる「サービスコーナー」を開設します。どうぞご利用ください。
- 期間 3月27日～4月3日(土・日を除く)
  - 時間 午前9時30分～午後4時
  - 場所 市役所市民ホール(正面玄関横)
  - 手続きできるもの 電気の契約廃止・再利用/電話の新設・移転/NHKの住所変更/上下水道の使用開始・中止など
  - 問い合わせ 市総務課(☎22-4111)

## 4月の不燃物収集日

日	曜日	収集区域
1日	(水)	吉敷
2日	(木)	仁保
3日	(金)	大歳
6日	(月)	上金古曾・下金古曾・木町・天花・八幡馬場・上堅小路・下堅上・上古熊・古熊・大市諸願・太刀売
7日	(火)	小鯖
8日	(水)	嘉川
9日	(木)	佐山
10日	(金)	名田島・秋穂二島
13日	(月)	野田・大殿大路・中市・西滝・東滝・(上・中・下)後河原・久保小路・新馬場・銭湯小路・相物小路・松の木町
14日	(火)	米屋町・御局小路・東惣太夫・西惣太夫・中河原町・今小路・新天街・新丁・新道・早間田・新町
15日	(水)	陶・鑄銭司
16日	(木)	今市・今道・大附・天神通り・鰐石・(上・中・下)道場前
17日	(金)	宮野
20日	(月)	荒高・東白石・西白石・東糸米・西糸米
21日	(火)	(上・中・下)清水
22日	(水)	大内
23日	(木)	一本松・前町・田町・竜王町・中讃井・角下市町
24日	(金)	三和町・西朝倉
27日	(月)	元町西・元町
28日	(火)	平川
30日	(木)	朝倉中央・東朝倉・泉町・熊野・湯屋町

※乾電池・蛍光灯は、最寄りの出張所または市役所前の回収箱へ



### 編集後記

▽沖縄では一か月前に桜が咲いていた、山口では否のつぼみながらも、れつくようについている。満開になると華麗だろう、楽しみだな。

▽水神様のお祭りで農家の人達が世間話をしたり、役員を決める。お大師様やお地藏様の接待の内容も決めた。伝統を守るのも大変だ。

▽市内十六地区めぐりも今回が最終回。うちの編集長も言葉では言い尽くせない大変な苦勞であったが、各地区のみなさんの多大なご尽力で完結した。本当に心から感謝とお礼を申し上げます。

○日時 3月25日(水)午後1時半(1時受付開始)

○場所 白石公民館

○相談内容 日常生活での法律の問題に関すること

○相談員 弁護士 市広報広聴課

○問い合わせ 市広報広聴課

書など)を持参してください。

※ご相談に際しては、詳しい書類(登記、契約

市民  
無料法律  
相談

※行政相談は、市民相談室、行政監察事務所(☎22-11590)で常時受け付けています。

○日時 3月25日(水)午後1時半(1時受付開始)

○場所 白石公民館

○相談内容 日常生活での法律の問題に関すること

○相談員 弁護士 市広報広聴課

○問い合わせ 市広報広聴課

書など)を持参してください。

※ご相談に際しては、詳しい書類(登記、契約

# 健康コーナー

## 高齢者健康づくり教室

- 期日
  - ・市保健センター会場／毎月第3木曜日
  - ・山口南総合センター会場／毎月第3月曜日
- 時間 午後1時30分～3時30分
- 内容 健康チェック・レクリエーション
- 対象 おおむね60歳以上の市民(病院にかかっている方は、主治医の許可が必要)
- 募集人員 各10人程度
- 参加料 無料
- 申し込み 3月25日までに、市保健センター会場は同センター(☎21-2666)へ、山口南総合センター会場は、南保健センター(☎72-9850)へ

## ツベルクリン反応検査・BCG接種

### 【市保健センター会場】

- \*期日
  - ・ツベルクリン反応…4月7日(火)
  - ・BCG…4月9日(木)
- \*受付 午後1時30分～2時30分
- \*対象地区 大殿・白石・湯田・仁保・小鯖・大内・宮野・吉敷・平川・大歳
- ※市保健センター会場は予約制となります。

### 【山口南総合センター会場】

- \*期日
  - ・ツベルクリン反応…4月21日(火)
  - ・BCG…4月23日(木)
- \*受付 午後1時30分～2時
- \*対象地区 陶・鑄銭司・名田島・二島・嘉川・佐山
- 対象 生後3か月～4歳未満の者でBCG未接種者、再検査者
- 持参品 母子健康手帳・体温計
- 料金 無料
- 申し込み 市保健センター(☎21-2666)へ

# 催し物とお知らせ

## 不動産の無料相談会

- 日時 4月1日(水) 午前10時～午後4時
- 場所 山口市民会館小ホール
- 内容 適正な価格、地代、売買、相続など、不動産に関する諸問題について
- 担当者 不動産鑑定士・税理士
- 問い合わせ (社)山口県不動産鑑定士協会(☎0839-73-1051)へ

## (財)内海奨学会の奨学生募集

- 資格 市内在住の人の子どもで、4年制大学(医学・獣医学部は6年)に在学している人。
- ※ただし、ほかの奨学金を受けている人は除きます。
- 募集人員 若干名
- 奨学金額(月額)
  - ・県外大学 25,000円
  - ・県内大学 20,000円
- 申込期限 6月15日(消印有効)まで
- 問い合わせ 市教育委員会教育総務課(☎22-4111)へ

## 文化財講演会

### 「防長における近世の街道」

- 日時 3月21日(土) 午後1時30分～3時
- 場所 大殿公民館視聴覚室
- 内容 近世の防長路の街道の道筋、その時代の政治・産業における役割、街道の関連史跡などについて
- 講師 東亜大学教授・河村博忠氏
- 受講料 無料
- ※参加は、当日自由にできます。
- 問い合わせ 市教育委員会文化課内「山口の文化財を守る会」(☎20-4111)へ

## 新住居表示のお知らせ

これまで「大字上宇野令〇〇番地」と表示していた天花地区と木町地区の一部の住居表示が、次のように変わりました。

- 旧 大字上宇野令〇〇番地
- 新 天花〇丁目〇番〇号(一丁目～三丁目まで)

## 「市民球場」「県立体育館」などの休廃止について

市が中園町に施行する「やまぐち情報文化都市基本計画」の事業実施に伴い、計画区域内にある「市民球場」および「県立体育館」が4月1日閉鎖されます。また「中央公園」が、事業の施行中は使用休止となります。

- 問い合わせ 市新都心建設課(☎22-4111)へ

## ～あの名演奏をもういちど!～ 第25回市民コンサート

- 日時 3月21日(土) 午後1時開演
- 場所 山口市民会館大ホール
- 内容 平成9年度に開催された各種音楽コンクールで優秀な成績を収めた個人・団体、ジュニア・オーケストラによる、合唱や吹奏楽など
- 入場料 無料
- 問い合わせ 山口市民会館(☎23-1000)へ

## 市民なんでも 労働問題相談会

- 日時 3月22日(日) 午前10時～午後5時
- 場所 労福協会館(緑町3-29)
- 相談方法 会場での面接相談または電話相談(フリーダイヤル:0120-61-9100)(当日のみ)
- 相談員 社会保険労務士など
- 問い合わせ 市商工観光課(☎22-4111)へ

**市からの支払いに関する取り扱いが平成10年度から変わります**

◆4月1日から口座振替通知書の送付を省略します  
市からの公金を口座振替で支払う場合、通帳に担当課名を記載しますので、これにより支払い確認をおこなってください。

なお、税金や国民健康保険料の還付金などは、従来どおり通知書を送付します。

◆請求書の様式が変わります  
市指定の請求書(兼見積書)がA4版のものに変わります。3月下旬頃から各課・出納室でお渡しします。

◆月例支払日(原則)が変わります

変更後 毎月4日・14日・24日

変更前 毎月10日・25日

※各支払日が休日等の場合は、その翌日

※支払日が法令等に定められている場合は、期日にお支払いします。

※平成9年度分の支払いは、は従来どおりです。

○問い合わせ 市出納室(☎22-4111)へ